

■ 滋賀県言語聴覚士会 会則

「滋賀県言語聴覚士会規約」

第1章 総 則

第1条(名称)

本会は、滋賀県言語聴覚士会と称する。

第2条(事務局)

本会は、事務局を事務局長または事務局員所属先におく。

第3条(目的)

本会は、言語聴覚士の資質向上、職業倫理の遵守に努めるとともに、社会的責務を果たし、地域に根ざした保健・医療・福祉・教育の充実に寄与することを目的とする。

第4条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1.言語聴覚士の専門的職務の普及・発展に関すること。
- 2.学術集会、講演会、研修会、講習会などの開催に関すること。
- 3.刊行物の発行に関すること。
- 4.関連団体との連携・交流に関すること。
- 5.その他、本会の目的を、達成するために必要な事業に関すること。

第2章 会 員

第5条(会員)

1. 滋賀県内在勤者、あるいは在住者で、言語聴覚士の資格を有する者とする。
2. ただし、日本言語聴覚士協会の支部規定等が決定された場合は、他の条文に優先しこれを改正する。

第6条(入会)

会員になろうとする者は、入会申込書に、別に定める会費を添えて会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第7条(会費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第8条(退会)

1. 会員は、退会届を会長に届けることにより、退会することができる。
2. 会員が会費を2年間にわたり未払いの場合は退会したものと見なす。

第3章 役 員

第9条(役員構成)

本会に次の役員を置く。

- | | |
|------|---------------------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 理事 | 6名以上、10名まで(副会長および事務局長を含む) |
| 監事 | 2名 |

第 10 条(役員の選任)

1. 会長、理事は、会員の中から、役員選挙規定に基づき選出する。
2. 副会長、事務局長は、会長が任命し、総会において承認する。
3. 監事は、会員の中から選出し、総会において承認する。

第 11 条(役員の職務)

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時は、どちらかが、その職務を代行する。
3. 事務局長は、事務を統括する。

4. 財務局長は、会計を統括する。

4. 監事は、会務および会計を監査する。

第 12 条(役員の任期)

1. 理事の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 会長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げないが、2 期 4 年を限度とする。

第4章 会 議

第 13 条(種別)

会議は、総会及び理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

第 14 条(構成)

1. 総会は、会員をもって構成する。
2. 理事会は、会長及び理事をもって構成する。

第 15 条(機能)

1. 総会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 - 1) 事業報告及び収支決算の承認
 - 2) その他、本会の運営に関する重要な事項
2. 理事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 - 1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - 2) 総会に付議すべき事項
 - 3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 16 条(招集)

会議は、会長が招集する。

第 17 条(開催)

1. 定期総会は、毎年 1 回開催する。
2. 臨時総会は、理事会が必要と認めた時、または会員の 5 分の 1 以上から請求があったときに開催する。
3. 理事会は、必要に応じて臨時開催する。

第 18 条(議長)

1. 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。
2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第 19 条(議決)

会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第 20 条(議事録)

会議の議事については、議事録を作成する。

第5章 会 計

第 21 条(予算及び決算)

理事会は、毎年、会計年度終了後に会計報告を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得る。

第 22 条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第6章 規約の改正

第 23 条(規約の改正)

本

規約は、総会の出席会員の 3 分の 2 以上の同意によって改正することができる。

付 則

1. 設立初年度の会計年度は、第 22 条の規定にかかわらず、本規約の施行の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
2. この規約は、平成 17 年(2005 年)6 月 5 日より施行する。
平成 14 年(2002 年)6 月 9 日、第 1 回滋賀県言語聴覚士会総会において決定。同年同日より施行。
3. 平成 17 年(2005 年)6 月 5 日、第 4 回総会にて一部改正。
4. 平成 23 年(2011 年)5 月 14 日 第 10 回総会にて第 12 条 2 項会長任期を 4 期 8 年と改定。平成 24 年 4 月 1 日より施行。
5. 役員規定ならびに選挙規定は細則として定める。平成 23 年 12 月 1 日より施行。
6. 平成 28 年(2016 年)5 月 22 日、第 16 回総会にて一部改正。

細 則

1. 会費に関する項

年会費 2000 円とする(平成 14 年 6 月 9 日施行)

年会費 4000 円と改定する(平成 24 年 4 月 1 日施行)

2. 会員資格に関する項

第 2 章 第 5 条に該当しない言語聴覚士においても当会目的に寄与する志を表明された場合、理事会の承認を経て会員資格を与える

3. 役員規定に関する項

(任期に関する項)

1) 理事および監事に事故のあるとき、または欠けたときは新たに役員を選出することができる。但し、その役員の任期は前任者の残任期間とする

2) 辞任、または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならない

(罷免に関する項)

1) 理事および監事が会議の議決項目に反する行動を行った場合、あるいは会務執行能力に著しく欠け

ると判断された場合、会長はこれを罷免することができる。但し、総会において全会員の2分の1の議決を要する

2) 会長、副会長においては総会で全会員の3分の2の議決を経てこれを罷免することができる

4. 選挙規定に関する項

(役員を選出に関する項)

1) 会長、理事および監事は総会において選出する。立候補者がいないときは会員または理事会が立候補者を推薦することができる

2) 選挙は総会出席者で行い投票をおこなうこととする

3) 総会選挙にやむを得ず出席が困難なものが立候補の意思がある場合は、そのものは事前に代理出席者による立候補を理事会に申請し理事会承認を受けることにより立候補を可能とする

4) 選挙管理役は設けないこととする

5. 会議に関する項

(理事会運営に関する項)

1) 理事会の出席が困難な場合、委任状の提出により議決権を委任することができる

2) 電子媒体を利用した会議の参加にあっても、理事会への出席をすることができる